

送信者: 総務課 <soumu@city.tsushima.lg.jp>

宛先: senkyo@pref.aichi.lg.jp

日付: 2020年12月16日 水曜日 05:44PM

件名: 愛知県知事解職請求に係る要望書について(津島市)

愛知県選挙管理委員会 川口様

いつもお世話になっております。

このことにつきまして、ご依頼のありました、代表者から津島市宛てに提出された要望書のPDFデータを送付させていただきます。

ご確認ください。

津島市選挙管理委員会事務局 岩田
0567-55-9606

添付ファイル:

scan_010936.pdf

令和 2 年 12 月 16 日

津島 選挙管理委員長 様

氏 名
住 所
連絡先

愛知県知事解職請求における署名簿の取り扱いに関する要望書

日頃より住民自治、民主主義の発展のためご尽力いただきまして、ありがとうございます。

本日は、表題の署名簿につきまして、地方自治法などに違反する不正な署名が多数存在することから、慎重な取り取り扱いをお願いしたく要望を致します。

記

1. 要望理由

私は、令和 2 年 12 月 16 日に請求代表者として署名簿閲覧を行いました。その結果、11 月 4 日に提出された署名簿において、同一の筆跡及び拇印によるものが多数あることが判明しました。一部では刑事告発も行われており、本署名簿が重要な証拠となることが予想されます。また、愛知県知事解職請求を主導したリコールの会の高須克也氏は、要望提出者が不正署名の存在と共に、署名簿返却後の告発を促したところ「デマである」との認識を示しました。

以上のことから、リコールの会及び請求代表者が不正署名に関与している可能性もあり、署名簿の返却により重要な証拠資料の焼却、隠ぺいも危惧されます。

また、リコールの会は 7 日に当該解職請求を中止すると発表しており、取り下げた場合に署名簿が請求代表者(リコールの会)に即時返却されることとなると推察致します。

2. 要望内容

11 月 4 日に仮提出された愛知県知事解職請求の署名簿について、リコール中止により請求代表者に返還しなければならないところではありますが、不正署名の告発動向、警察の動きなど注視しながら、証拠保全の立場で慎重な取り計らいを要望致します。

3. 付記

直接請求における同一の筆跡、拇印による署名については、地方自治法第 74 条の 4 第 2 項に該当する署名を偽造するものであり、刑法 159 条 1 項 私文書偽造罪若しくは刑法 167 条 私印偽造及び不正使用等の罪及び、地方自治法第 81 条第 2 項に該当する署名の偽造増減に関する罪にあたると思料します。

